

茅ヶ崎市議会 環境厚生常任委員会 政策討議活動報告

〈テーマ〉

誰もが安心して自分らしく暮らすために
～福祉・医療・介護の連携の推進～

2019年5月～2020年12月

<メインテーマ>

誰もが安心して自分らしく暮らすために

<メインテーマの選定理由>

ライフサイクルを通して予防から治療、地域ケアまで切れ目のない総合的な保健、医療、福祉サービスを実現するために、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを提供することが重要であるため

＜サブテーマ＞

福祉・医療・介護の連携の推進

＜サブテーマの選定理由＞

本市における福祉・医療・介護の連携を
より一層強化する体制整備や、地域福祉の
向上の実現を強く望まれるため

<環境厚生常任委員会が着目した課題>

- ・ 医療サービスから福祉サービスに転換する際、従事者間で密に連携する必要がある、より円滑なサービスの切り替えが望まれる。
- ・ 医療、福祉に従事する方が相互に連携をとるための環境整備が必要である。
- ・ 介護予防事業など、医療サービスの後に繋がる各種サービス体制の充実が不可欠である。

<経過報告>

政策討議の取り組み経過

令和元年	5月28日	委員間で打合せを実施
	6月26日	委員間で打合せを実施
	7月19日	委員間で打合せを実施
	8月6日	委員間で打合せを実施
	8月19日	委員間で打合せを実施
	9月13日	委員会を開催
	10月7日	行政視察を実施（滋賀県東近江市）
	10月8日	行政視察を実施（大阪府東大阪市）
	12月4日	委員間で打合せを実施
	12月19日	委員間で打合せを実施
令和2年	1月10日	委員間で打合せを実施
	1月27日	委員間で打合せを実施
	2月4日	地域保健課、高齢福祉介護課、患者支援センターとヒアリング
	2月25日	委員間で打合せを実施
	3月13日	委員間で打合せを実施
	5月14日	委員間で打合せを実施

<行政視察報告 東近江市①>

滋賀県東近江市（令和元年10月7日 視察） 在宅医療と介護の連携強化に向けた取り組み 介護予防事業について

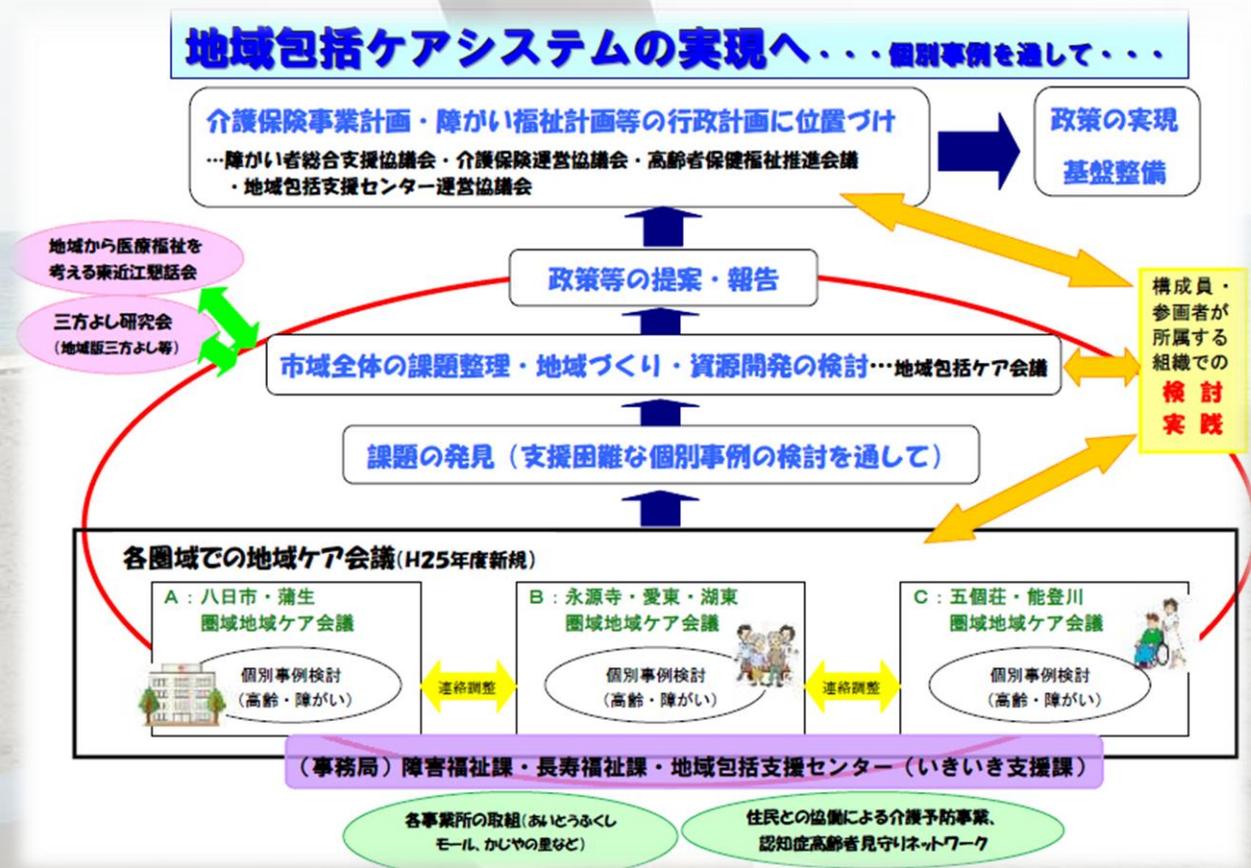
<市政概要>

総面積 388.37 km²

人口 114,259人



近江商人ゆかりの地として「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方よしの精神が始まりで、「患者よし、（医療）機関よし、地域よし」を掲げており、2007年には、医療、介護、福祉、患者、市民で構成される「三方よし研究会」を設立。地域ケアを重点としたまちづくりを目指し、地域のネットワーク構築を行政が後方支援している。



＜行政視察報告 東近江市②＞

（特色ある取り組み）

- 平成29年～平成31年「すくすく東近江市事業」

旧小学校跡地を活用し、「妊娠、出産、子育て、健康づくり、介護予防」など子供から高齢者までの切れ目のない支援活動を行い、市民がふれあえる場と地域の防災機能を兼ね備えた拠点施設を創設

- 地域リハビリテーション活動支援事業

専門職（理学療法士、保健士、管理栄養士、歯科衛生士）が知識を含む技術支援を行うことで要介護になることを予防し、地域で生活維持が出来るよう支援することを目的として、6会場で行っている

- 保険年金課、福祉総合支援課との共同による介護予防の取組

「次世代を担う人づくり」を目指して、教育環境の整備と地域ぐるみの教育を推進している上田市の取り組みの一環。市内全小中学校で、学校・家庭・地域が連携し、子どもの教育に関わる「地域とともにある学校づくり」を行う

<行政視察報告 東近江市③>

(東近江市地域包括支援センターの取り組み)

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的マネジメント支援業務
- ④介護予防支援給付ケアマネジメント業務
- ⑤在宅医療・介護連携の推進**
- ⑥認知症施策の推進
- ⑦介護予防・日常生活支援総合事業

<特徴>

住み慣れた地域でも自分らしい暮らしを最後まで続けることが出来るよう、多くの医療職によって提供される在宅医療と介護関係職種を加えた、多職種による包括的なケアのための協働・連携の体制を整えている。

<主な主催会議>

- ・在宅医療
- ・介護連携会議年3回
- ・医療との連携ワーキング会議開催月1回
- ・三方よし研究会：平成19年12月から毎月開催

<行政視察報告 東大阪市①>

大阪府東大阪市（令和元年10月8日 視察） 在宅医療と介護の連携強化に向けた取り組み 介護予防事業について

<市政概要>

総面積 61.78 km²

人口 489,293人



大阪府内において、在宅医療・介護連携について、様々な先進的な取り組みを実施しており、市の規模及び大都市近郊であることなど、茅ヶ崎市に近い地域性である。早期に多職種連携を進め、また、在宅医療・介護連携相談窓口を平成30年に開設するなど、介護・医療・福祉全般に注力している地区である。



**東大阪市
在宅医療・介護連携相談窓口
をご利用下さい！**

東大阪市では一般社団法人 枚岡・河内・布施医師会に委託し、地域の高齢者を支える医療・介護関係者のための相談窓口を設置しています。

医療的ケアを要する人が退院後も住み慣れた家で暮らすにはどんな準備が必要？

在宅医療や往診など在宅支援を行っている医療機関を知りたい。など

在宅医療・介護連携支援コーディネーター（※）がご相談を伺います。

（※）看護師・ケアマネージャーなど、医療と介護に関する知識を有する専門職をコーディネーターとして相談窓口を設置しています。

【相談ダイヤル】
072-964-3378

月～金曜日 9:00～16:00
(土日祝日・夏季休業日・年末年始を除く)
※医師会事務局の電話番号では、当該相談対応は行っておりません。

担当医師会	担当曜日
布施医師会	月・火
枚岡医師会	水
河内医師会	木・金

相談内容に応じて3医師会で連携して対応します！

東大阪市担当課 福祉部高齢介護室 地域包括ケア推進課 TEL:06-4309-3013 FAX:06-4309-3848 平成30年5月発行

<行政視察報告 東大阪市②>

(特色ある取り組み)

- 東大阪市在宅医療・介護連携相談窓口の設置（平成30年度～）

専門的な相談が可能となり、コーディネイティング「つなぐ」ことを重視することができた。課題としては、本相談窓口の設置が周知不足であり、地域によって情報の浸透度合いに差が生じている。また、運営を医師会に委託しているため、相談事例の進捗管理に難しさを感じている。しかし、医師会に委託したことにより、これまで相談対応が困難であった、医療的な観点での相談にも対応が可能になったこと、コーディネーターを配置したことによる医師会とのハードルが低くなったことがメリットとしてあげられる。

- 各種介護予防事業の充実

介護予防普及啓発事業により、関心層と地域活動への参加者等には一定の知識普及が進んだ。しかし、介護予防の意識が不足している層への働きかけには、改善の余地があると感じている。

＜行政視察報告 東大阪市③＞

（特色ある取り組み）

1. 健康トライ21市民連絡会の取り組み

介護予防活動の裾野を広げるために、地域で活動する市民グループを賛助グループとして参画を推奨し、担い手増加を図っている。

2. 東大阪市総合事業従事者養成研修の取り組み

研修参加者の減少傾向が顕著となったため、参加対象者を従事者資格取得目的の人に加えて、資格取得はしないが介護保険や介護について学びたい人も対象とした。その結果、参加者は増加し、参加者全員が資格を取得できた。今後は、資格取得目的でなかった人が具体的な活動につなげられるよう、介護予防ボランティアリーダー養成講座の個別案内を行う予定である。

3. 認知症予防講演会での取り組み

認知症予防について高名な講師を招聘し講演会を実施し、その場で認知症予防教室のサポーター（無償ボランティア）を募集したところ、約1,200人の参加者の内28人よりサポーターの申し込みがあった。

<本市の課題研究①（関わりのある部局調査）>

（目的）

本市の在宅医療介護福祉の連携における現状の取り組みや、連携状況などを聞き取り、本市の課題について意見交換を行うこととした。事前確認として、関わりがあると想定される部局に対し、以下のとおり事前調査を行い、そのうち、地域保健課、高齢福祉介護課、市立病院（患者支援センター）の3課と意見交換を行うこととした。

課名 確認内容	地域保健課	高齢福祉介護課	市立病院 (患者支援センター)	市立病院 (医事課)	障害福祉課	福祉政策課
在宅医療・介護・福祉の連携について、課として取り組んでいる事業があるか。関わりなどはあるか。	保健所事業の中でも、特に在宅医療介護連携に関しては、主として取り組んでいる。	在宅介護事業、一般介護予防事業などの関わりから、関係各課と連携している。	在宅医療の観点から、市役所部局と連携し、取り組んでいる。	実働として直接的な関わり方ではなく、財政的な関わり方をしている。	必要に応じて、ケースワーク上では、関係各課と協力しているが、事業として直接的な関連はない。	課として直接取り組むことはないが、業務委託する福祉相談室は実務上では、関係団体との連携は多い。

＜本市の課題研究②（意見交換の概要）＞

地域保健課、高齢福祉介護課、患者支援センターとの意見交換の主な意見は次のとおり

Q. 医療介護の体制をより強化していくためにはどのようにしていけば良いと考えているか

A. 多職種連携の研修会など、福祉・医療の専門職の方へ通知しているが、歯科医師や医師の参加率が低い。連携強化を目指すためには、まず、そのような研修のあり方など改善できれば、全体として気運が高まると考えている。

Q. 高齢者の増加が全国的に問題視されているが、今後どのような取り組みや対応をした方がよいと考えているか。

A. 介護サービスを受けずに、予防に取り組む方を増やしていく事が重要と考えている。国では保健事業の主体的な実施や医療的なケアをベースとした体制への支援を示しており、本市でも体制を整えていかななくてはならないと考えている。

Q. 本市の地域包括ケアシステムは、実際に機能しているのか。また、在宅医療、介護の連携のためには、リーダーシップをとるための主体が必要と考えるが、どこの主体がまとめているのか。

A. 現状、リーダーシップをとっている主体はなく、今後の組織改正の中で検討していかなければならないと感じている。

<本市の課題研究③（ヒアリングをふまえて）>

（在宅医療・介護連携における課題について）



- 通院する方のケアで医師は手一杯な点もあり、裾野が広がっていかないのが現状である。今後、通院できない方も増えてきているので、在宅でのケアは需要が増えていくことが考えられる。
- 医師の中には、長年勤務している方は地域に密着して取り組まなければならないという意識があるが、若い医師は、まだその考えが定着していない方もいる。その意識をどのように教育していくかが課題である。
- 多職種連携の研修会を実施しているが、介護分野の方の意見では、医療分野との連携がとりづらいという意見もあり、現に本研修会においても歯科医師、医師の方の参加率が低い。研修会のあり方についても改善ができれば、全体としての気運も高まると感じる。
- 地域包括ケアシステムの構築に関して、リーダーシップをとって、牽引する主体がない。
- 医師の意識を変えていかなければならない。円滑なサービス利用へ繋げるためには、多職種の意識を統一する必要がある。

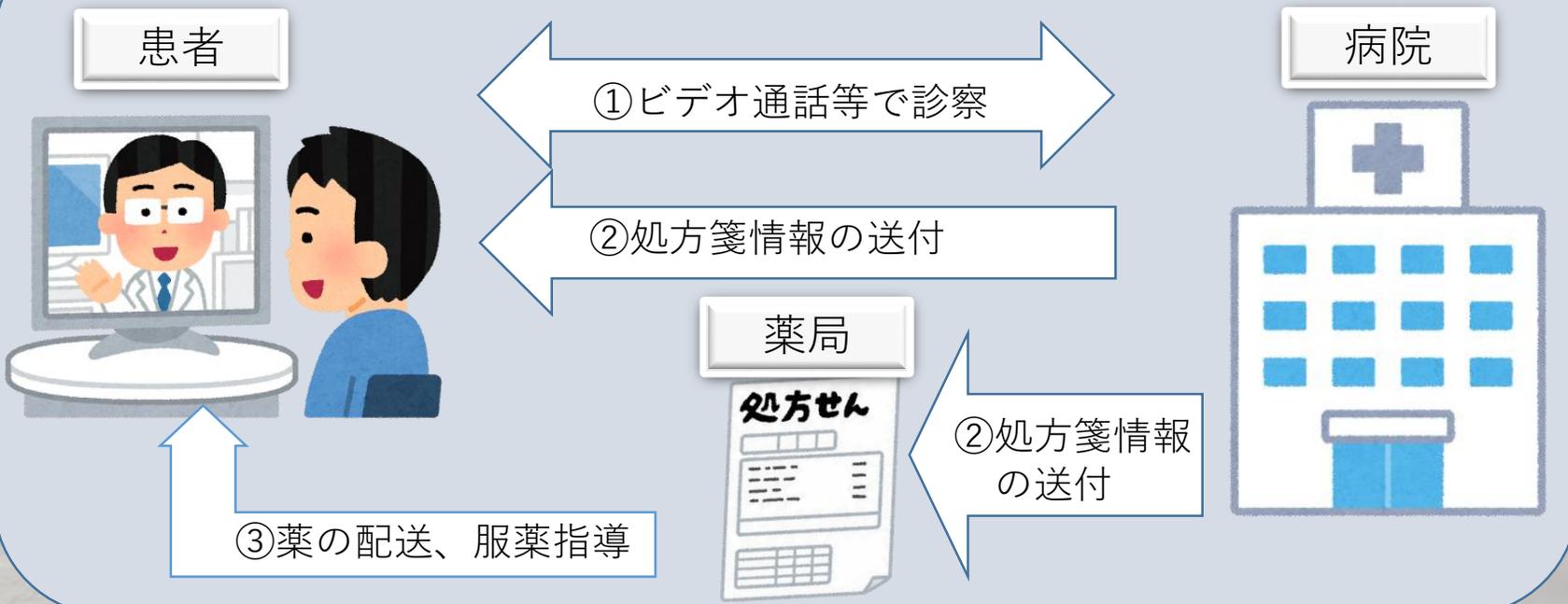
＜新型コロナウイルス感染症への対応について（医療）＞

電話・オンラインを活用した診療方法

国は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言以降、医療の提供体制についても、生活様式の変更に伴い、あり方を見直していくこととしている。厚生労働省が4月に「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を示し、初診からのオンライン診療を一部解禁することを決めた。

内閣府の経済財政諮問会議では、7月8日に「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針）の原案を示し、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、オンライン等を活用した非接触サービスを推進し、医療分野においては、オンラインを用いた初診から薬剤配送までを、一貫してオンラインで行う仕組みづくりを明記している。今後、医療提供体制の形態のあり方に注視する必要がある。

オンライン診療イメージ図



新型コロナウイルス感染の懸念から、お手持ちの電話やスマホで医療機関に相談や受診することができます。

電話・オンラインによる診療がますます便利になります。

高機能な機器や難しいシステムは不要です。 ※実施していない医療機関もあります。

電話で受診

オンラインで受診

診療

- 1 診療内容の確認**

電話・オンライン診療を行っているか確認
受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。

かかりつけ医等または最寄りの医療機関
まずは、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。
かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関にご連絡ください。
※医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があります。できるだけお住まいの近くの医療機関を優先することをお勧めします。
- 2 事前の予約**

電話の場合
医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えたくて予約します。

オンライン診療の場合
オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

支払い方法の確認
予約の際に合わせて支払い方法についても確認します。
- 3 診療**

診療開始
医療機関側から発信があるか、オンラインで接続され、診療が開始します。

個人情報保護、症状説明
まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報を伝えたくて、症状等をご説明してください。
電話やオンラインによる診療では診断や処方が必要な場合があります。ご留意ください。
- 4 診療後**

医療機関への来訪を推奨されたら
医療機関に来訪して受診するよう推奨された場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。

薬の処方を受けた場合
薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらった最寄りの薬局を医療機関に伝えたくて、診療後、薬局に連絡してください。
電話やオンラインによる薬の処方を受けられ、その後、薬が配送されます（薬局に委託されて処方指導を受けなければならない場合もあります）。

上記の流れは一例です。医療機関によって異なる場合があります。

電話やオンラインによる受診が可能な医療機関のリストや今回の時限的な取り組みについては厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_inyou/ryouji/rinsyo/index_00014.html

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare